解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年七月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月一日

埼玉県秩父郡長瀞町大字本野上四二四番地

財団法人長瀞綜合博物館

代表清算人　塩谷　賢一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年七月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年七月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月一日

島根県飯石郡飯南町頓原二三一九番地

財団法人飯南町農業公社

代表清算人　山﨑　英樹

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年六月二十八日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年七月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月一日

北海道滝川市大町一丁目二番一五号

滝川市土地開発公社

代表清算人　吉井　裕視

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年七月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年七月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月一日

石川県金沢市鞍月一丁目一番地

財団法人石川県観光余暇資源開発公団

代表清算人　蟹由　尚

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年七月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年七月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月一日

静岡県富士市鈴川本町九番一号

財団法人知恩会

代表清算人　齊藤　公紀

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年六月二十二日開催の理事会・評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年七月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月一日

長崎市片淵四丁目二番一号

財団法人長崎大学東南アジア研究助成会

代表清算人　藤木　博

配当公告

三重県桑名市和泉六三九番地

破産者　東海食品企業組合

右の者に対する津地方裁判所四日市支部平成二十四年（フ）第一七〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三七、九八一、四一一円

一、配当することのできる金額

金一九、〇七五、六〇三円

平成二十五年八月一日

三重県四日市市三栄町四番九号コーポタルトク一階

破産管財人　渡辺　伸二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道士別市西三条二丁目二七番地二、最後の住所北海道士別市西三条二丁目三番三号

被相続人　亡　三浦ヒサ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月一日

北海道士別市西三条九丁目六〇五八の六二

グラティア二〇二

相続財産管理人　野島　梨恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県龍ケ崎市若柴町五六一番地二、最後の住所福島県会津若松市東栄町二番三一号

被相続人　亡　瀬尾　諭史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月一日

茨城県土浦市中央一丁目一三番三号大国亀城公園ハイツ一〇一髙田知己法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙田　知己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県佐波郡玉村町大字角渕村一九九四番地、最後の住所群馬県佐波郡玉村町大字角渕一九九四番地　被相続人　亡　中野亀次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月一日

群馬県前橋市大手町二丁目五番六号根岸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　根岸　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県渋川市赤城町津久田二六七番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　青木かを乃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月一日

群馬県前橋市千代田町一丁目一四番二〇号

相続財産管理人　弁護士　藤口　光洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県久喜市古久喜二〇九番地五、最後の住所埼玉県久喜市古久喜二〇九番地五　Mパレス∇一〇六　被相続人　亡　染谷　幸司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月一日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三七六番地　MS―一ビル七階　さいたま法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野崎　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍中国、最後の住所東京都調布市国領町五丁目三二番地二第二永和荘二二一室

被相続人　亡　厳　衍文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月一日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　佐々木　奏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県三豊市詫間町詫間三五六九番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　則久　芳郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月一日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー二八階ベーカー＆マッケンジー法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山中　眞人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区本町七番地、最後の住所東京都板橋区本町七番一二号

被相続人　亡　樋山　弘樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月一日

東京都千代田区飯田橋一―九―七池谷ビル三階吉村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉村　浩